

磐田卓球協会規則

昭和58年 4月 1日制定

平成 7年 4月 1日改定

平成17年 4月 1日改定

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は磐田卓球協会という。
- 第 2 条 本会は事務所を会長指定の場所に置く。
- 第 3 条 本会は磐田市及びその周辺地域における卓球の普及発達及びその統一を図り、体力の増進・運動精神の涵養を資することを目的とする。
- 第 4 条 本会は磐田市卓球会を代表として、静岡県卓球協会に対し、交渉権を有するアマチュアスポーツ団体である。

第2章 事 業

- 第 5 条 本会は第4条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 磐田市及びその周辺地域を代表して、静岡県卓球協会に加盟すること。
 2. 静岡県卓球協会主催主管の各種大会に磐田市代表選手を送ること。
 3. 磐田市の各種卓球大会を主催主管すること。
 4. 近市町村の卓球連盟・協会と提携し、卓球の向上発展及び相互の連絡融和を図ること。
 5. 磐田市卓球会を代表して、磐田市体育協会に加盟すること。
 6. 卓球に関する研究及び指導を行い、また講習会等を開催すること。
 7. 卓球に関する各種の調査統計資料を作成すること。
 8. 卓球に関する参考文献を蒐集すること。
 9. その他本会の目的達成に必要なこと。

第3章 組 織

- 第 6 条 本会は磐田市及びその周辺地域の企業、クラブチーム、高等学校、中学校、スポーツ少年団等団体と個人の加盟を以って組織する。

第4章 機 関

- 第 7 条 本会に次の機関をおく。
- 理事会
- 第 8 条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び理事を以って構成する。会議は会長が招集し、その議長にあたる。
- 二 会長は次の場合理事を招集する。

1. 会長が必要と認めるとき。
 2. 理事総数の3分の1以上から要求があったとき。
- 第 9 条 理事が止むを得ない理由で理事会に出席できないときは、その代理人によって議決権を行使することができる。
- 二 前項の代理人は、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
 - 三 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。但し、欠席者の委任状は認める。
 - 四 理事会の議事は出席理事の過半数の議決による。可否同数のときは議長が決する。但し、第10条第1号については、出席理事の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 第 10 条 理事会は次のことを決める。
1. 規約の決定及び改正
 2. 事業計画及び収支予算
 3. 事業報告及び収支決算
 4. 役員を選任
 5. その他重要な事項
- 第 11 条 本会は会務遂行のため必要に応じて委員会を設けることができる。
- 二 委員の設置及び権限は理事会で定める。

第5章 役員

- 第 12 条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|-----------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 長 | 1名 |
| 副 理 事 長 | 若干名 |
| 事 務 局 長 | 1名 |
| 理 事 | 22名 |
| 会 計 監 査 員 | 1名 |
- 第 13 条 役員職務は次のとおりとする。
1. 会長は本会の会務を統轄し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 理事長は会長及び副会長を補佐して、会務を掌握する。
 4. 副理事長は理事長を補佐する。
 5. 理事は理事会を構成し、本会運営のための重要事項を審議決定する。
 6. 会計監査員は会計を監査し、理事会に報告する。
- 第 14 条 役員を選任は次のとおりとする。
1. 会長は理事会で推挙する。競技によって推挙し難いときは選挙による。選挙に関する規定は別にこれを定める。
 2. 副会長、理事長、副理事長は理事会の同意を経て、理事の中から会長が委嘱する。

3. 理事長は理事会より選出された者及び会長が推薦した者を理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4. 会計監査員は理事会を経て、会長が委嘱する。

第 15 条

本会に名誉会長をおくことができる。

名誉会長は理事会の同意を得て推薦する。

第 16 条

本会に顧問、参与をおくことができる。

顧問、参与は重要な会務に関し、会長の諮問に応ずる。

顧問、参与は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

第 17 条

役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

役員(名誉会長は除く)は、任期が満了してもその後任者が就任するまでは、なおその職を行う補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 計

第 18 条

本会の経費は会費及び寄附金その他の収入を以って充てる。

第 19 条

会員は、本会の運営に要する会費を納入しなければならない。

二 前項の会費については別にこれを定める。

第 20 条

一旦納入した会費は返還しない。

第 21 条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

附 則

第 22 条

本規則は平成17年4月1日から施行する。

磐田卓球協会会長選挙規定

平成 7年 4月 1日改定

- 第 1 条 磐田卓球協会規則第14条に基づきこの規定を定める。
- 第 2 条 選挙管理委員会は理事会から推薦された3名の委員を以って構成する。
- 第 3 条 選挙管理委員会は次のことを行う。
1. 選挙の公示
 2. 立候補届の受付
 3. 投票及び開票の管理並びに立会人の氏名
 4. 投票の有効、無効の判定及び当選者の発表
 5. その他選挙管理に必要な事項
- 第 4 条 選挙有権者は理事会構成員とする。但し、候補者は除く。
- 第 5 条 選挙はすべて1人1票に限る。
- 第 6 条 選挙は所定の用紙により行う。
- 第 7 条 当選者は有効投票の多数を得た者を決する。
- 第 8 条 得票同数で当選を定め難い場合は、年長者を当選者とする。
- 第 9 条 この規定の改廃は理事会で決める。
- 第 10 条 この規定で定めない事項について必要ある場合は、選挙管理委員会が決める。
- 第 11 条 この規定は平成7年4月1日から施行する。

磐田卓球協会会費に関する細則

平成 7年 4月 1日改定

平成20年 3月14日改定

- 第 1 条 この規則は、磐田卓球協会規則第19条第2項に基づき、次のように定める。
- 第 2 条 加盟申請手続きは、各団体(含む高等学校・中学校・スポーツ少年団)または個人毎に行い、日本卓球協会・静岡県卓球協会の登録とは別のものとする。
- 第 3 条 定められた会費(登録費)は、毎年5月31日までに所定の協会加盟登録申請書と共に磐田卓球協会事務局に納入するものとする。但し、追加登録は、前記手続きに基づきその都度申請を行うものとする。
- 第 4 条 会費(登録費)は、別途定めることとする。
- 第 5 条 この細則は、平成20年4月1日より施行し、適用する。

参考

| 区 分 | 登 録 料 | | 日 本 卓 球 協 会 登 録 料 内 訳 | |
|-----------|-------------|---------------|-----------------------|-----------|
| | 日 本 卓 球 協 会 | 静 岡 県 卓 球 協 会 | 日 本 卓 球 協 会 | 支 部 還 元 金 |
| 社 会 人 | 1,500円 | 1,500円 | 1,200円 | 300円 |
| 大 学 生 | (1,100円) | 500円 | (880円) | (220円) |
| 高 校 生 | 900円 | 300円 | 200円 | 140円 |
| | | | 560円 | |
| 中 学 生 以 下 | 700円 | 300円 | 560円 | 140円 |

【註】 第2条に基づく加盟登録手続きが完了していない選手は、本協会及び各地区加盟卓球協会主催する大会に出場することができない。
大学生は、全て所在地から「日学連」に直接登録(登録料1,100円)すること。なお、日学連に登録した選手は、静岡県卓球協会に改めて加盟登録(登録料500円)を済ませ、本協会が主催する大会に出場すること。また、県外に在住する大学生で本県主催の各種大会に出場する手であっても前記の手続きを済ませ、本協会が主催する大会に出場する。
高体連欄の200円は、「全国高体連事務局」に納入する金額を示す。

(覚書) 高体連のチーム登録料、1チーム4,000円については現行通り存続する。
高体連の監督は、全て日本卓球協会に登録すること。但し、県卓球協会への登録は、本協会主催する大会に出場する選手以外の監督は不要とする。
各支部から登録者への通知は、別紙通知様式に基づき行うこと。

慶弔に関する内規

平成 7年 4月 1日 改定

平成17年 4月 1日 改定

| | 電報 | 弔問 | 弔辞 | 花輪 | 金額 | 備考 |
|------|----|----|----|----|---------|----|
| 本人死亡 | | | | | 20,000円 | |
| 父母死亡 | | | | | 10,000円 | |
| 本人結婚 | | | | | 30,000円 | |
| 子女結婚 | | | | | 20,000円 | |

上記のほか、本会に特に深い関係を有する者については、会長、理事長、副理事長において協議する。また、不慮の災害に遭ったときの見舞いについても、その実情により、会長、理事長、副理事長及び理事が協議の上その取扱を決定する。

旅費等に関する内規

本協会が主催する大会または会議、視察、その他の用件で各地に出張する場合は、次の基準により計算し支給する。

- (1) 鉄道運賃等
県内各地区への出張者は、急行料金・2等運賃
県外各地区への出張者は、特別急行料金・2等運賃
但し、新幹線利用のときは特別急行料金とする。なお車代は実費支給。
- (2) 日 当
別途定める。
- (3) 宿泊料(朝食・夕食付) 12,000円
- (4) その他
昼食・夕食が必要であると認められた場合は、昼食1,500円、夕食2,000円の限度で実費支給する。

この内規により難いと認めるときは、会長、理事長、副理事長が協議して定める。

役員手当に関する内規

役員手当については、別途定めることとする。

附 則

1. この内規は平成17年4月1日より施行し、平成17年4月1日から適用する。

磐田卓球協会表彰規定

1. 本会は下記の事項に該当する卓球功労者に対し表彰する。
 - 第1項 本会役員(会長、副会長、理事長、副理事長、理事)として、多年勤続し功労のあった者。
 - a. 会長、副会長、理事長、副理事長は5年以上
 - b. 理事10年以上勤続し特に功労者として会長の推薦した者。
 - 第2項 卓球競技の普及または後進の指導に尽くすこと15年以上で、特に功労者として衆目の認めるもので会長の推薦する者。
 - 第3項
 - A. 本会員にして全日本選手権大会、国体本大会並びに各種大会において優勝または準優勝した個人及び団体。
 - B. A項における各種大会に連続して5年出場した団体及び個人。
 - C. 権威ある数県を含む選手権大会で優勝した者。
2. 各理事はその加盟団体において前各項に該当するものがあるときは、毎年3月末日までに推薦状を会長に提出する。
3. 表彰者の推薦を受けた場合、会長は表彰委員会を招集し表彰規定に該当するか否かを協議決定する。表彰委員会は会長、副会長、理事長、副理事長を以って組織する。